

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
茨城森林管理署長 金谷 範導 殿

(入札者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏名

入札件名 : 茨城森林管理署及び関東森林管理局森林技術・支援センター
公用自動車の点検等業務

入札金額 円 _____

ただし、単価契約に係る総価額項目別単価は、別紙内訳書のとおり

上記のとおり、関東森林管理局署等競争契約入札心得及び入札配布資料を承知の上、入札いたします。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 4 単価及び金額の訂正はしないこと。
- 5 内訳と計算した総価が相違している入札は無効とするので注意すること。

入札内訳書(水戸地区、高萩地区、大子地区 合計表)

件名(項目)		数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車(自家用) 車両重量1トンまで 2年	1	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで 2年	4	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用)(エコカー減税) 車両重量1.5トンまで 2年		台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用)(13年経過) 車両重量1.5トンまで 2年	4	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用)(18年経過) 車両重量1.5トンまで 2年		台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用)(エコカー減税) 車両重量2トンまで 2年		台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用) 車両重量2トンまで 2年	2	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用)(13年経過) 車両重量2トンまで 2年	1	台		
自動車重量税	乗用自動車(自家用)(18年経過) 車両重量2トンまで 2年		台		
自動車重量税	小型貨物自動車(自家用) 車両重量1トン超2トン以下 1年	1	台		
自動車重量税	小型貨物自動車(自家用) 車両総重量2.5トン超3トン以下 1年		台		
自動車重量税	小型貨物自動車(自家用) (13年経過) 車両総重量2.5トン超3トン以下 1年		台		
自動車重量税	検査対象軽自動車(自家用) 2年	2	台		
自動車重量税	検査対象軽自動車(自家用) 2年 エコカー減税	9	台		
自動車重量税	検査対象軽自動車(自家用)13年経過		台		
自動車重量税計(A)					
自賠償保険料	乗用自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	12	台		
自賠償保険料	小型貨物自動車(自家用) 本土 12ヶ月契約	1	台		
自賠償保険料	検査対象軽自動車 本土 24ヶ月契約	11	台		
自動車損害賠償責任保険料計(B)					
定期点検	12ヶ月点検基本料(軽自動車)	3	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1トン以下)	1	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	9	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	4	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (小型貨物自動車:車両重量1トン超3トン以下)		台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (普通貨物自動車:車両重量2トン超3トン以下)		台		
定期点検	車内及び外回り洗浄	17	台		
定期点検	車両陸送	17	往復		
定期点検	代車	17	台		
継続検査(車検)	点検基本料(軽自動車)2年	11	台		
継続検査(車検)	点検基本料(乗用自動車(自家用)) 車両重量1.5トンまで 2年	9	台		

継続検査(車検)	点検基本料(乗用自動車(自家用)) 車両重量2トンまで 2年	3	台		
継続検査(車検)	点検基本料(小型貨物自動車(自家用)) 車両重量1トン超2トン以下 1年	1	台		
継続検査(車検)	点検基本料(小型貨物自動車(自家用)) 車両重量2トン超3トン以下 1年		台		
継続検査(車検)	点検基本料(小型貨物自動車(自家用)) 車両重量3トン超4トン以下 1年		台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄(軽自動車)	11	台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1.5トン以下)	9	台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量2トン以下)	3	台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (小型貨物自動車:車両重量1トン超2トン以下)	1	台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (小型貨物自動車:車両重量2トン超3トン以下)		台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (小型貨物自動車:車両重量3トン超4トン以下)		台		
継続検査(車検)	下回り塗装(軽自動車)	11	台		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1.5トン以下)	9	台		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量2トン以下)	3	台		
継続検査(車検)	下回り塗装 (小型貨物自動車:車両重量1トン超2トン以下)	1	台		
継続検査(車検)	下回り塗装 (小型貨物自動車:車両重量2トン超3トン以下)		台		
継続検査(車検)	下回り塗装 (小型貨物自動車:車両重量3トン超4トン以下)		台		
継続検査(車検)	室内及び外回り清掃	15	台		
継続検査(車検)	車両陸送	15	往復		
継続検査(車検)	代車	24	台		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車)	11	台		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車以外)	13	台		
継続検査(車検)	継続検査代行	24	台		
作業料金計(C)					
継続検査(車検)	自動車検査登録印紙代 (軽自動車)	-	台	-	-
継続検査(車検)	自動車検査登録印紙代 (その他)	-	台	-	-
自動車登録印紙代計(D)					
入札書に記載する金額 (A)+(B)+(C)+(D)=					

※作業料金は消費税を除き計上すること。

※車両陸送は全て自走で見込むこと。また契約書別紙3「自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表」の全車両を対象とし、陸送距離が遠い、近いに拘らず、全車平均的に見込み、1往復当たりの単価及び総価を記載すること。

※自動車重量税及び自賠責保険料の額は、法令等で定められた額を記載すること。

所 在:

会社名:

代表者名:

代理人: